

施策評価シート(平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成 24 年 5 月 31 日

施策	13	適正な土地利用の推進	主管課	名称	地域整備課	関係課	農政課(農政、農村整備)
				課長	増田 伸之		

施策の目的	対象 (誰、何を対象としているのか)	対象指標	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み	把握方法	
	①適正に利用される。	①町内の土地	A 町の面積	km ²	780.91	780.91	780.91	780.91		A) 全国都道府県市区町村別面積調による B) 固定資産の価格等の概要調書による ※「一般田」及び「一般畑」の「評価総地積」の合計値 C) 国土調査対象面積 D) 都市計画区域対象面積
B 農業振興地域面積			ha	2,503	2,492	2,488	2,484			
C 国土調査対象面積			km ²	201.37	201.37	201.37	201.37			
D 都市計画区域面積			ha	6,059	6,059	6,059	6,059			
①適正に利用される。		意図 (対象がどのような状態になるのか)	成果指標 (意図の達成度を表す指標)	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度目標	設定の考え方と把握方法
			A 都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合	%	79.0	79.1	79.6	79.8		A) 都市計画税課税区域の土地利用について、宅地等として利用されている状態を適正と考え成果指標とした。 固定資産の価格等の概要調書>第53表 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)による ※土地の地積(宅地等小計)/土地の地積計 B) 農業振興地域の土地利用について、耕作放棄地となっていない状態を適正と考え成果指標とした。 ※(農業振興地域面積-耕作放棄地面積)/農業振興地域面積×100% C) 国土調査が完了することで、地目・権利等が明確になり、町内の土地を適正に管理することが可能となるため成果指標とした。 国土調査実績報告調査による ※国土調査調査完了面積/(町の面積-国有林等)
			B 農業振興地域で有効に活用されている農用地面積の割合	%	77.6	77.6	77.5			
			C 国土調査の進捗率	%	43.6	44.0	44.3	44.4		
			D							
			E							
F										

住民と行政との役割分担	1. 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)	2. 行政の役割 (町がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	<p>①都市計画、農地、開発等に関する各種規制を遵守してもらう。 ※都市計画区域内5,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の土地取引について届出をする義務がある。 ②自分の土地は責任をもって管理する。(耕作放棄地を出さないようにする、空き店舗をなくす等)</p>	<p>1) 町がやるべきこと</p> <p>①1,000㎡を超える開発について指導・助言を行う。また、規制している事項が遵守されているか監視及び指導する。 ②土地所有者(管理者)等へ土地取引に関する制度等の啓発活動をする。 ③計画的土地利用を行う場合、土地開発公社と連携して実施する。 ④国土利用計画を策定する。</p>

1. 施策の成果水準とその背景・要因												
<p>1) 現状の成果水準と時系列比較（現状の水準は？以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は？）</p> <p>①都市計画税課税区域で宅地等として利用されている面積の割合は、平成20年度79.0%、平成21年度79.1%、平成22年度79.6%、平成23年度79.8%と年々増加している。</p> <p>②農業振興地域で有効に活用されている農用地面積の割合は、平成21年度77.6%から平成22年度77.5%と0.1ポイント減少した。耕作放棄地の増加による。</p> <p>③国土調査事業の進捗率は、平成19年度43.4%、平成20年度43.6%、平成21年度44.0%、平成22年度44.3%、平成23年度44.4%と微増しており、計画的に取り組んでいる。月夜野地区はほぼ完了しており、現在は新治地区で実施している。なお、水上地区においては未着手の状態である。</p>	<p>2) 他団体との比較（近隣市町村、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は？）</p> <p>①耕作放棄地は、県内では多い水準にある。(2010農林業センサス)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>沼田市</td><td>562ha (2,258ha) 24.9%</td></tr> <tr><td>片品村</td><td>274ha (412ha) 66.5%</td></tr> <tr><td>川場村</td><td>59ha (425ha) 13.9%</td></tr> <tr><td>昭和村</td><td>56ha (2,248ha) 2.5%</td></tr> <tr><td>みなかみ町</td><td>520ha (1,077ha) 48.3%</td></tr> </table> <p>②国土調査事業の進捗率は、全国平均49%(H22)、県平均35%(H23)であり、みなかみ町44.4%(H23)は県の平均値を上回っており、早くから事業に取り組んできた成果と考えられる。</p>	沼田市	562ha (2,258ha) 24.9%	片品村	274ha (412ha) 66.5%	川場村	59ha (425ha) 13.9%	昭和村	56ha (2,248ha) 2.5%	みなかみ町	520ha (1,077ha) 48.3%	<p>3) 住民の期待水準との比較（住民の期待よりも高い水準なのか 同程度なのか、低いのか、その他の特徴は？）</p> <p>①境界・資産がはっきりし、土地の有効利用が図れるため、国土調査を早期に完了させてほしいとの声がある。</p> <p>②都市計画税は徴収されているのに、いつまで経っても道路が広がらないとの声がある。都市計画区域内の4メートル未満の道路に隣接する宅地については後退用地が必要であるが、未整備となっているところが多い。</p> <p>③用途内での建築許可基準(建ぺい率など)が厳しすぎるとの声がある。</p> <p>④農振除外の手続きに時間がかかるとの声がある。</p> <p>町民アンケートによると、この施策に対する満足度は、満足1.9%、やや満足10.8%、やや不満15.1%、不満7.7%となっている。</p>
沼田市	562ha (2,258ha) 24.9%											
片品村	274ha (412ha) 66.5%											
川場村	59ha (425ha) 13.9%											
昭和村	56ha (2,248ha) 2.5%											
みなかみ町	520ha (1,077ha) 48.3%											
2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括		3. 施策の課題認識と改革改善の方向										
<p>①国土調査事業では、平成23年度に新治新巻地区の一部0.35km²の現地調査を実施し、44.4%の進捗率となった。</p> <p>②開発指導事務事業において、開発指導要綱に基づく開発協議を5件行い、適正な開発行為を指導・助言した。</p> <p>③平成23年度の農地転用件数は44件であり、うち一般住宅が18件、駐車場9件、倉庫等が17件であった。</p> <p>④土地開発公社への補助として、保有用地を管理するため運営補助11,718千円、利子補給5,734千円を行った。</p> <p>⑤平成23年度に土地開発公社の保有土地(名胡桃城址と町組公民館用地)を買い戻した。</p>		<p>①都市計画マスタープランが未策定であるため、平成24・25年度に策定する予定である。</p> <p>②土地開発公社の保有資産のうち代行・先行用地として取得したものについては、早期の買い戻しを行い利子負担を軽減する。</p> <p>③「うらの郷」完成土地の販売促進支援を行う。</p> <p>④未利用土地(特に耕作放棄地)の対策を行うため、今後の方向性を検討する必要がある。</p> <p>⑤新町の国土利用計画が未策定(月夜野:平成14年3月、水上:昭和59年9月、新治:昭和59年2月)であるため、計画策定を検討する。(計画は土地利用の基本方針を定めるもので、届け出は法令で定められているもの。)</p> <p>⑥国土調査事業において、国・県・町ともに財政難であるため事業費が少なく、進捗率は向上しない。この進捗率では、新治地区(国有林を除く)の国土調査が完了するまでに、30年以上かかる見込みである。</p> <p>⑦町の開発指導要綱で規制している開発面積は1,000㎡以上となっているが、これはリゾート法制定の時期に定めた数値であり、現在の経済状況や開発による地域振興等を考慮して、開発指導要綱の見直し検討を行う時期にきている。</p> <p>⑧都市計画区域内の用途地域の見直しを検討する必要がある。</p>										